広報
わしま

発行
和島村役場企画課
発行日
昭和50年10月1日
印刷所
西山町　三共印刷

— 人口の動き —

8月末日現在
（　）は7月末との比較

人口	5,885人	（−10人）
男	2,884人	（− 3人）
女	3.001人	（− 7人）
世帯	1,268世帯	（± 0）

出生 5人　死亡 4人
転入 8人　転出 19人

秋

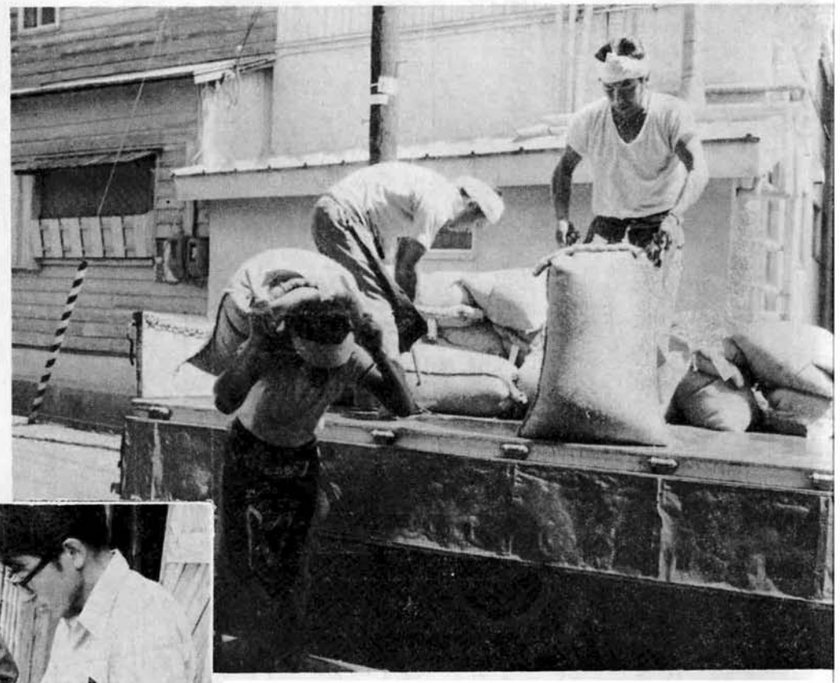

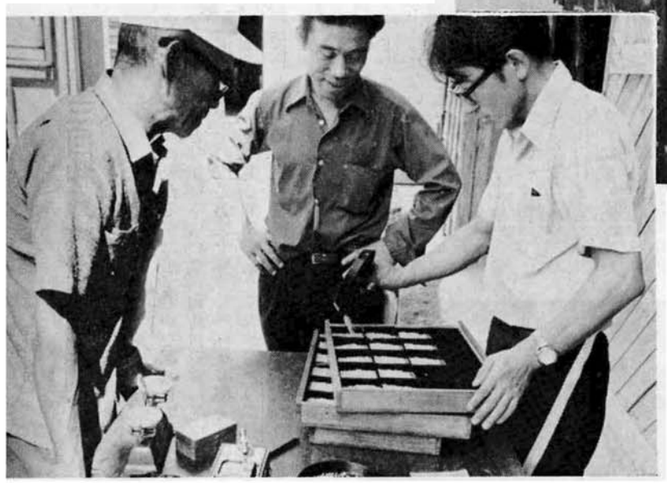

赤い羽根

たすけあって　共同募金　みんながしあわせに

今日もあしたもしあわせを〜

幸せでありたい、と願う心は、だれでもが同じです。しかし世の中には、自分の力だけではどうにもそれをなしえない人々がたくさんいます。

赤い羽根運動は、こうした人々にすこしでも多くのおもいやりをお届けしようという〝たすけあい〟の心です。そしていま〝赤い羽根〟を通じて寄せられた皆さまからの寄附金は、社会福祉の施設や団体に配分されそれぞれお役に立つて感謝されております。

十月一日から共同募金運動が展開されます村民の皆さんこの運動の主旨をご理解いただいて、募金にご協力をお願いいたします。

第25回 新潟県勤労者美術展

美術を通じ勤労者の情操を養い、文化の向上をはかるため第25回新潟県勤労者美術展を次により開催します。勤労者のみなさん、ふるつて応募してください。

◎会期
昭和50年11月20日（木）〜11月23日（日）

◎会場
新潟市1番堀通町311
新潟県美術博物館
（県民会館3階）

◎種目および規格
第1部、日本画（1m×1、五m以内）
第2部、洋画（50号以内）
第3部、彫塑
第4部、工芸
第5部、書道
第6部、写真（白黒カラーとも四つ切）

◎応募資格
県内の事業所等（官公庁、学校を含む）に勤務する者で応募作品についての製作を職業としないもの。
又作品は未発表のもので1人各種目につき2点以内
その他応募については役場企画課まで。

小島谷駅からお願い

国鉄では本年度中「旅のニューマナー運動」を実施しています。

国鉄を美しくする実践運動で、駅前広場、ホームの緑化駅や車内の美化はもとより旅のマナーの向上、PR活動の実施など、主として地域社会と協力した運動を目的としたものです。

小島谷駅でもこの趣旨にもとづき、ホームには花を植え駅前広場の整備、待合室の清掃等、少しでもきれいに美しくして皆さんが気持よく利用いただけるよう頑張つておりますが、残念なことに、自動車内のタバコの吸がらを駅前広場へ捨てる人、飲食した後の紙くず、空カンをそのままにして行く人など、小数の心ない人のため美化かそこなわれております。

過日は待合室の灰皿や便所の鏡までなくなりました。皆さんが利用する駅です。駅をかわいがつてください。そして気持のよい明るい駅から毎朝夕の通勤、通学又旅行が出来ますよう皆さんのご協力をお願いします。

10月の心配ごと相談

日時……6日と25日
午前10時から午後3時まで
場所……福祉センター
内容……生活相談、医療相談、家事相談、児童相談、身障相談、職業相談ほか

畜犬登録及び狂犬病予防注射について

昭和五十年度第二回畜犬登録及狂犬病予防注射を左記により実施しますので犬飼育者はお出かけ下さい。

一、日時　十月十六日午後一時から二時まで
二、場所　和島村役場
三、料金　登録手数料三百円（新に飼育されたもの）
予防注射料四百円
（就問注射の場合は千二百円）

柔剣道大会開催

体育協会では、来る11月9日午前9時より福祉センターにおいて、村民柔剣道大会を開催いたしますので振つて参加ください。

参加申込みは、体育協会事務局（教育委員会）へ10月20日迄に申込ください、尚申込書は、各部落の区長さんの所に用意してあります。

あなたの就職にテレホンサービスをどうぞ

（0258）35−2233
（長岡の求人情報をお知らせします）

長岡公共職業安定所では、おいでになれない方のために電話で求人情報を知らせております。

求人情報は時間により次のとおり区分しております。

。男子向情報
午前9時〜午後1時
。女子向情報
午後1時〜午後五時
。全般的情報
午後5時〜午前9時
1週間毎に新しい情報と取替えます。
どうぞご利用下さい。

10月保健衛生行事

日	曜	種目	対象	時間	場所
1	水	経口性ポリオワクチン投与	昭和四十九年五月一日〜昭和五十年四月三十日	午後一時三十分〜二時三十分	福祉センター
4	土	健康相談	家族計画又は健康について相談のある方	午前九時〜十一時	〃
7	火	婦人貧血検査	十八才〜五十才までの婦人	午前九時〜十一時 午後一時〜三時	島田地区 桐島地区 福祉センター
9	木	妊婦検診	妊婦	午後一時三十分〜三時	〃
13	月	リハビリクリニック	卒中後遺症者機能訓練	午前九時〜十一時	与板保健所
16	木	畜犬登録	犬飼育者	午後一時〜二時	役場
17	金	血圧相談	血圧の高い人で相談のある方	午後一時三十分〜三時	福祉センター
21	火	乳児検診	満三ヶ月以上の乳児	午後一時三十分〜三時	〃
30	木	結核検診	六月検診未受診者		〃
31	金	インフルエンザ予防接種	満三才以上の住民	午後一時三十分〜二時三十分	〃

図書あんない

新しくつぎの本を購入しましたので御利用下さい。

=図書名=　=著者=
。元禄太平記　南條範夫
。良寛　伊丹末雄
。良寛の思想と精神風土　長谷川洋三
。良寛さん　植野明磧
。布留散東　久賀美　栗本和夫
。妻たちの午後は　中山あい子
。いまを生きる心　杉原定喜
。南国群狼伝　柴田練三郎
。腐蝕の構造　森村誠一
。野わけ　渡辺淳一
。駱駝の夢　上・下　三浦哲郎
。虚構の家　曾野綾子

たばこは村内で買いましょう

急ぐほど 減らす燃料 増す危険

行政相談を御存知ですか!!

※こういう方はいらっしゃいませんか

役場の仕事について
- 処理がおそい
- 処理がまちがっている
- 説明になっとくできない
- このように改めてほしい
- どんな手続きをするのか分からない

△不親切な扱いを受けたなど役所に対する苦情や相談や意見などをお持ちの方はいらっしゃいませんか。

そういう方は、気軽に地元の行政相談員（北野若井市郎委員）か、行政監察局（新潟市川岸町一）の行政相談所にお申出ください。

※こうして申し出ましょう

お申し出は何時でも、直接口頭でなさることをお勧めいたしますが、簡単なものは、手紙でも、電話でも結構です

十月十二日から、このための週間が全国一斉に開設されますが、和島村では特に左の日時を定めて御相談を受けることになっておりますので、遠慮なく御出で下さい。相談にあたられる方は懇切丁寧に御相談に応じます。申し出の内容を秘密にされたい方は、御希望に沿うようにいたします

日時　十月十七日午前十時から午後二時まで

場所　和島村総合福祉センター

相談にあたられる方

新潟行政監察局　事務官
行政相談委員　若井市郎
人権擁護委員　八子房雄
民生委員総務　久住武雄

永久選挙人名簿登録者決定!!

永久選挙人名簿の定時登録が九月一日現在で行われ次のように有権者数が決定しました。

投票区別	男	女	計
第一	一、九九五人	一、六〇〇人	三、五九五人
第二	一、五〇四人	一、〇一五人	二、五一九人
第三	八四九人	七八七人	一、六三六人
第四			一、六三六人

きのこによる食中毒に御注意を!!

きのこ刈りの季節となりました、毎年各地で「毒きのこ」による食中毒が発生しております。きのこ刈りには次の事に充分気を付けてください。

食用になるか、毒きのこかを見分ける簡単な方法はありません。従って次のような非化学的な俗説は信じない事。

◎主な俗説

- 縦によくさけるきのこは食べられる。
- 油で炒めれば中毒しない。
- ナスといっしょに煮れば中毒しない。

等昔から良く言われていますが、毒きのこの場合これらは全部間違いです。

◎主な毒きのこ

「つきよたけ」　まったけ科

広葉樹の枯樹等に生ずる「しいたけ・ひらたけ」特にひらたけに良く似ています。傘の一側に短い柄があり、ひだは柄に垂生せず、一種の臭気もあります、又夜間ひだが白く発光するのが認められます

「いつぽんしめじたけ」　まったけ科

広葉樹林内の地上に発生する、傘は淡褐色ひだは始め白色で成熟に伴って淡紅色となる、柄は白色で繊維質縦に良く裂ける。無毒のように見えるが有毒である。

その他食タケか毒きのこか不明なきのこは、食用とせずに、きのこ中毒には十分注意してください。

第三回和島村造林地手入れコンクール出展林募集

林業は長年にわたる、たゆみない努力と林業従事者の愛情により、その成果が三十年後、四十年後に実る長期事業であり、現在の経済変動と、労働力不足は林業経営上大きな阻害要因となっています。

まして、どんな篤農家でも一生のうちに米を三〇回位しか作れないのに林業にいたっては一生に一回伐採ができるかどうかであり、これでは都会のサラリーマンや工業生産の論理と合わないのは当然であり他の事業と異質なものであるため生産性の目標や、経営の目途が立てにくい原因であります。

そこで長期にわたる林業の造林、保育がいかに重要であるかを認識してもらうため、和島村造林推進協議会では、長岡林業事務所及び三島郡北部森林組合の協賛を得て和島村造林地手入れコンクールを今年も実施することになりました。第一回、第二回ともに多数美林が出展され、審査に当つた林業改良指導員も称讃される程管内の保育管理は技術が向上しています。第一回の特選林（高畑地区）は中越地区に推選したところ、そこでも特賞の栄誉に輝くほど技術の進歩が著しいものがありました。

丹精された山林を出展されてみてはいかがでしょうか。

参加対象は和島村内の山林を所有する個人で、植栽後五年生（一令級）から十五年生（三令級）までの造林地を対象とし、一団地五a（五畝）以上とします。

申込みは各地区造林推進委員又は役場産業振興課へ御申込み下さい。

危険物取扱者試験

危険物取扱者試験が次により実施されますので、受験希望の方は役場消防係までおいで下さい。

試験日時　昭和50年11月9日
午前9時30分より

試験種類　乙種危険物取扱者試験（全類）
丙種危険物取扱者試験

場所　長岡市
新潟大学工学部

資格　三条市
県立三条商業高等学校

一乙種の場合
製造所等において6ヶ月以上危険物取扱いの実務経験を有する者

二丙種の場合
危険物取扱いの実務経験を必要としない。

受験願書受付
昭和50年10月7日から
昭和50年10月18日まで

今夏プールの利用八千人

学校教科用　四、四一三人
部落子供会利用　三、二二人
一般解放利用　一、五一人
合計延人数　七、八八六人

集落開発センター工事始まる!!

昭和五十年度、新潟県農林水産開発事業で県の補助を受け両高部落で集落開発センターの建設が認められました。

主な、事業内容は大小会議室及び、調理実習室で時代にマッチした近代的な集会場です。

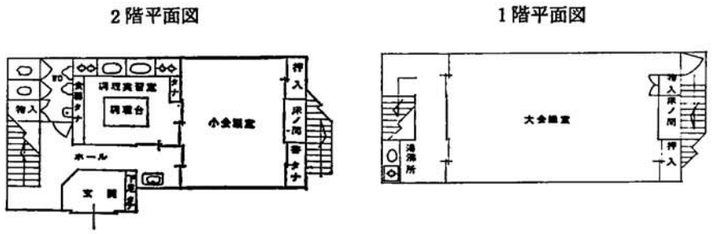

これらの施設を使い、部落全戸の人々の対話を大切に、またこれを基に中核的農業者及び、農業後継者の育成をはかり、そして、老人の方には、健康管理を勉強してもらう。

婦人の方には家族の健康管理と生活改善の工夫を皆んなで考えてもらう。

このようにして、話し合いのある明るい、楽しい部落作りを目ざし、今、工事は着々と進んでいます。

なお、竣工予定は十一月上旬ですが、部落全員、その日を心まちにしています。

戦没者遺族に新たに特別弔慰金(二十万円)が支給!!

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正により、戦没された方々の遺族で年金等の受給資格のある人がいないときは、戦没者の妻子または兄弟姉妹に新たに二一、下士官以上の旧軍人にかかる一時恩給又は一時扶助料の支給要件のうち「下士官以上の在職年が六月以上」という支給要件が廃止されることになります。

二、引き続く実在職年が三年以上七年未満の兵たる軍人又はその遺族に対して一時恩給又は一時扶助料が支給されることになります。

（この法改正については現臨時国会通過後のものです。）

旧軍人に対する一時恩給等の支給範囲の拡大!

旧軍人等の加算年の年額計算への算入要件の緩和!

昭和四十八年十月一日より年七十才以上の者、傷病恩給受給者及び妻子に給する普通恩給又は扶助料については、実在職年と合せて、四十年に達するまでの加算年を実在職年と同様に年額計算の基礎在職年に算入されることになりましたが、この年令を五才引き下げ「六十五才以上」とされることになります、

（この法改正については現臨時国会通過後のものです。）

扶助料について!

扶助料は、公務員の遺族に給せられる恩給であり、普通恩給を受ける権利を有する者又は普通恩給を受けるあった者が死亡した場合に、その遺族に支給されるものです。

扶助料の内容

ア、普通扶助料

普通恩給の権利のある者が死亡した場合、遺族に普通恩給額の十分の五が支給されます。

（普通扶助料には扶養遺族加給はありません。）

イ、一時扶助料

一時恩給の権利のある者が死亡した場合、その遺族に支給されます。（一時扶助料額は、一時恩給と同額である。）

ウ、公務扶助料

公務に起因する傷病のため死亡した者の遺族に支給される。したがって戦死、戦傷死戦病死のほか傷病恩給受給者が、その公務傷病で死亡した場合の遺族も該当します。

（公務扶助料には扶養遺族加給があります。）

詳しいことについては役場担当係におたずね下さい。

だれでもできる青色申告

「簿記」と聞いただけで難しいもの、頭の痛くなるものと決め込んでしまう人がたくさんいます。

「簿記」とは、帳簿記入、記帳の方法のことで奥さま方が毎日つけている家計簿も立派な簿記です。

そして合理的な節税をするためにも簿記が必要となります。

そこで今回は、青色申告について説明してみましょう。

◎どの程度の記帳でよいのか

「経営の合理化や節税には記帳や青色申告が必要なことは分かっていても記帳となると難しくて」という方が多いようですが、昭和五十年分からすべての青色申告者が、簡易な帳簿の記帳だけでよいことになりました。

簡易な帳簿とは、形式について特に定められていませんが、奥さんがつけている家計簿と同じような現金出納帳を中心に、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳の五冊だけ記帳していただくことになります。

◎青色申告をするとどんな特典があるか

帳簿に基づいて正しい申告をする人には、所得や税額の計算などでいろいろ有利な取扱いをする事になっています

【青色申告控除】

一律十万円を所得金額から必要経費として特別に控除できます。

【青色専従者給与】

事業を営んでいる人と一諸に生活している奥さんや十五歳以上の親族で、その事業を一諸に行っている人に給与を支払っている場合には、その給与が働いた報酬としてふさわしい金額であれば必要経費になります。

その他、現金主義による所得計算など多くの特典がありますので詳しいことは税務所へお尋ねください。